

川越市中心市街地地区における都市再生推進法人の指定等に関する
事務取扱要綱

(平成24年5月10日 市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市中心市街地地区における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）による都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となると市長が認めた書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 川越市内に事務所を有し、令和2年3月31日計画期間満了の「川越市中心市街地活性化基本計画（平成21年6月策定）」における計画対象区域内で活動を行っていること。
- (4) 法第119条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

(5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 推進法人は、法第118条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとし、市長は、当該届出があったときは、法第118条第4項の規定により公示するものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、前条の規定による命令に違反したときは、第118条の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

都市再生推進法人指定申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

(事務所の所在地)

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) その他、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

川 発第 号
年 月 日

都市再生推進法人指定書

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（事務所の所在地）

年 月 日付けの都市再生推進法人指定申請については、川越市中心市街地地区における都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、都市再生特別措置法第118条第1項の規定により都市再生推進法人として指定します。

都市再生特別措置法をはじめとする法令等を遵守し、都市再生のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

川越市長

印

様式第3号（第4条関係）

都市再生推進法人名称等変更届出書					
(提出先) 川越市長	年 月 日				
	法人の住所				
	法人の名称				
	代表者氏名				
	(事務所の所在地)				
都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。					
指定年月日・指定番号	年 月 日 川 発第 号				
変更予定年月日	年 月 日				
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地				
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変更前		変更後	
	変更前				
変更後					
変更の理由					

※ 該当する□に、レ印を記入してください。